

被災中小企業者等 支援策ガイドブック 佐賀県（第3版）

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

政府では、被災された中小企業者の皆さまが事業の復旧・再開に向け立ち上がる際のお力になれるよう、中小企業者向け支援策の情報をまとめました。是非ご活用ください。

今後、内容が追加・変更される可能性もございます。最新の情報は各支援策に示した窓口に御確認ください。

地方公共団体が被災事業者向けに情報提供を行う際は、本ガイドブックに掲載している情報を自由にご活用ください。

令和元年9月30日
佐賀県・九州経済産業局

<目次>

◎ 事業継続、再開などについて相談したい

- 特別相談窓口での電話相談や窓口相談……………P1
- 令和元年佐賀豪雨災害被災商店街の復興に向けた情報・ノウハウ提供事業…P2

◎ 資金繰りや金融機関等への返済が心配

- 日本政策金融公庫の災害復旧貸付……………P3
- セーフティネット保証 4号、災害関係保証……………P4
- 【佐賀県】令和元年8月豪雨災害復旧資金……………P5
- 小規模企業共済災害時貸付の適用……………P6
- 既往債務の返済条件緩和等の適用……………P7

◎ 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

- ものづくり補助金（平成30年度補正事業2次公募）の被災地向け
公募期間再延長と激甚地域の被災事業者の優先採択……………P8
- 【佐賀県】佐賀県小規模事業者再建対策事業費補助金……………P9
- 被災小規模事業者向け小規模事業者持続化補助……………P10

◎ 被害を受けた商店街の支援について知りたい

- 商店街のにぎわい回復支援の実施……………P10

特別相談窓口での電話相談や窓口相談

今次災害で影響を受けられた中小企業・小規模事業者の方々が各種相談をできるよう、地方経済産業局等の政府機関、中小企業支援機関、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置しています。

お問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会
- ・商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会
- ・よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構地域本部
- ・地方経済産業局

都道府県	機関名	支店名		連絡先
佐賀県	日本政策金融公庫	佐賀支店	中小企業事業	0952-24-7224
佐賀県	日本政策金融公庫	佐賀支店	国民生活事業	0952-22-3341
佐賀県	商工中金	佐賀支店		0952-23-8121
佐賀県	佐賀県信用保証協会			0952-24-4342
佐賀県	佐賀商工会議所			0952-24-5155
佐賀県	唐津商工会議所			0955-72-5141
佐賀県	伊万里商工会議所			0955-22-3111
佐賀県	鳥栖商工会議所			0942-83-3121
佐賀県	有田商工会議所			0955-42-4111
佐賀県	小城商工会議所			0952-73-4111
佐賀県	武雄商工会議所			0954-23-3161
佐賀県	鹿島商工会議所			0954-63-3231
佐賀県	佐賀県商工会連合会			0952-26-6101
佐賀県	佐賀県中小企業団体中央会			0952-23-4598
全国	全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
佐賀県	佐賀県よろず支援拠点			0952-34-4433
九州	中小企業基盤整備機構 九州本部			092-263-1500
九州	九州経済産業局 産業部 中小企業課			092-482-5447

令和元年佐賀豪雨災害被災商店街の復興に向けた情報・ノウハウ提供事業

令和元年佐賀豪雨災害の被害を受けた地域では、住民の生活を支える商店街の復興が急務となっています。そのようななか、全国商店街支援センターでは復興に取り組む商店街の支援を行うために、被災した商店街の復興に携わったことのある専門家や商店街関係者を商店街へ派遣し、事例を中心に情報提供及びアドバイスを行います。

対象者

令和元年佐賀豪雨災害の被害を受けた商店街
※商店街のほか、市町村や商工会・商工会議所などの支援機関からの申込みも可能です。

支援内容

下記の内容について復興経験者を派遣します（2時間/1日）

1. 過去の災害事例を中心とした情報提供及びアドバイス（90分程度）
（被災の状況把握、復興に向けた方向性やプロセス、ノウハウ等）
2. 復興に向けたディスカッション（30分程度）

費用

無料

募集期間

令和2年2月28日（金）まで

応募方法

(株)全国商店街支援センターホームページに掲載されている申込書にご記入の上、支援センターにご提出ください。

お問い合わせ先

(株)全国商店街支援センター

「令和元年佐賀豪雨災害被災商店街の復興に向けた情報・ノウハウ提供事業」担当

TEL：03-6228-3061 FAX：03-6228-3062

〒104-0043 東京都中央区湊1-6-11 ACN八丁堀ビル4階

MAIL：yousei-s@syoutengai-shien.com

HP：https://www.syoutengai-shien.com/drsinfo01/

日本政策金融公庫の災害復旧貸付

今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、佐賀県の日本政策金融公庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。

対象者

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者（直接被害）

対象者

（いずれも令和元年9月2日現在、貸付期間5年の場合）

中小企業事業 → 基準利率 1.11%

国民生活事業 → 基準利率（災害貸付） 1.36%

貸付限度額

中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円（代理貸付：7,500万円）

国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円（代理貸付：1,500万円）

貸付期間

中小企業事業 → 設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内）

国民生活事業 → 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※一般貸付を適用した場合は10年以内（据置期間2年以内）

金利引下げ

貸付額のうち1,000万円を上限として、貸付金利から0.9%を引下げ（貸付後3年間）

※激甚災害指定がされた場合に発動予定

※佐賀県内の局激指定地域

問い合わせ先

日本政策金融公庫 佐賀支店 中小企業事業（電話）0952-24-7224

日本政策金融公庫 佐賀支店 国民生活事業（電話）0952-22-3341

セーフティネット保証 4号、災害関係保証

佐賀県内において、今般の災害（風評被害含む）の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、佐賀県の信用保証協会が一般保証とは別枠で2.8億円のセーフティネット保証4号（100%保証）を実施します。

また、局激指定地域において、直接被害を受けた事業者を対象に、セーフティネット保証4号とはさらに別枠で2.8億円の災害関係保証（100%保証）を実施します（罹災証明等が必要）。

※激甚災害指定がされた場合に発動予定

制度概要

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度。

災害の指定基準

- (1) 災害の発生に起因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき
- (2) 災害救助法が適用された災害及び地域

対象中小企業者

- (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

支援内容

	セーフティネット保証 4号	災害関係保証
対象資金	経営安定資金	事業再建資金
対象事由	災害に起因した売上減少等	災害による直接被害 ・事業所、工場の倒壊 ・機械設備の破損 等
要件確認	市町村が発行する認定書	罹災証明書
保証割合	100%	100%

お問い合わせ先

佐賀県信用保証協会（電話）0952-24-4342

【佐賀県】令和元年8月豪雨災害復旧資金

令和元年8月27日に発生した豪雨災害等で被害に遭われた中小企業・小規模企業者の方々の資金繰りの円滑化を図るため、佐賀県制度金融に「令和元年8月豪雨災害復旧資金」を創設し金融支援を実施しています。

令和元年8月豪雨災害復旧資金の創設

融資限度額	3,000万円（被害金額の範囲内）
資金の使途	災害復旧を行うために必要とする設備資金および運転資金
貸付利率	年0.9%
保証料率	年0%（県が全額負担）
貸付期間	10年（据置期間1年）
必要書類	保証申込書、受付機関の意見書、市町長の発行する罹災証明書（被害証明書）、設計書・カタログ及びその見積書、最近3期の財務諸表（付表を含む）
受付期間	令和元年8月28日から令和元年12月27日まで

既存借入金に係る弾力的な取扱いの要請

佐賀県内の金融機関に対して、中小企業者の既存借入金に係る弾力的な取扱い（返済条件の緩和等）を行うよう要請を行いました。

お問い合わせ先

- ・佐賀県信用保証協会（電話）0952-24-4342
- ・最寄りの金融機関（佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐賀西信用組合、佐賀東信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、親和銀行、長崎銀行、筑邦銀行、大川信用金庫、横浜幸銀信用組合）
- ・最寄りの商工会議所、商工会（組合にあっては、佐賀県中小企業団体中央会）
- ・佐賀県経営支援課（電話）0952-25-7093

※ 8月豪雨災害については、県下全域の事業者が対象となります。

※ 7月21日に鳥栖市周辺で発生した豪雨災害で被害に遭われた事業者も対象となります。

小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された佐賀県内の各市町において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

貸付対象者

小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12か月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

- (1) 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。
 - (2) 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。
- (※1) 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。

貸付条件

- (1) 貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額
- (2) 貸付利率：年0.9%（令和元年8月28日現在）
- (3) 貸付期間：貸付金額500万円以下36ヵ月、505万円以上60ヵ月
- (4) 償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- (5) 担保、保証人：不要
- (6) 借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

その他 ※以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。（※2）

- ①被災したことを証明する下記いずれかの証明書
 - ・市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書
 - ・商工会、商工会議所又は中小企業団体中央会から確認を受けた被災証明願（所定様式）
- ②独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び契約者番号が分かるもの）
- ③貸付契約に必要な実印、印鑑証明
- ④本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- ⑤収入印紙

(※2) 借入窓口を商工中金以外に登録している場合には、借入窓口を商工中金に変更する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。

既往債務の返済条件緩和等の適用

佐賀県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

対象者

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

日本政策金融公庫 佐賀支店 中小企業事業（電話）0952-24-7224

日本政策金融公庫 佐賀支店 国民生活事業（電話）0952-22-3341

商工中金 佐賀支店 （電話）0952-23-8121

佐賀県信用保証協会 （電話）0952-24-4342

◎施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

ものづくり補助金（平成30年度補正事業2次公募）の被災地向け公募期間再延長と激甚地域の被災事業者の優先採択

局激指定見込み地域（佐賀県武雄市及び大町町）において、公募期間を延長（締切を令和元年10月9日（水曜日）まで延長）するとともに、局激指定見込み地域に所在する被災事業者については、加点点措置による優先採択を行います。

対象者

局激指定見込み地域（武雄市・大町町）において被害を受けた中小企業・小規模事業者等
※（3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画が必要です。）
※ 一定の要件を満たすNPO法人も申請対象

補助額、補助率

予算	事業類型	上限額※1	補助率
①H30年度 2次補正 (個人)	一般型	1000万円	1 / 2 ※2
	小規模型	500万円	小規模事業者 2 / 3 その他事業者 1 / 2 ※2

※1 専門家を活用する場合補助上限額30万円アップ

※2 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定、又は中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

公募期間

令和元年10月9日（水曜日）まで

対象経費

機械装置費、技術導入費（※上限額＝補助対象経費総額（税抜き）の3分の1、専門家経費、運搬費、クラウド利用費

※詳細は事務局ホームページ掲載の公募要領をご確認ください。

H30年度2次補正 <https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/mono-92koubo20190819.html>

受付窓口・問い合わせ先

事務局：全国中小企業団体中央会（電話）03-6280-5560

【佐賀県】佐賀県小規模事業者再建対策事業費補助金

令和元年8月27日に発生した豪雨災害等で被害に遭われた小規模事業者等の方々に対し、経営の建て直しと事業の再建・再構築に必要な費用の一部を支援します。

対象者

佐賀県内に主たる事業所を有する、令和元年佐賀豪雨災害（8月豪雨災害）などにより被災した小規模事業者等

支援内容

- 公募期間 : 公募開始時期 令和元年10月中旬
 受付締切 令和元年12月27日
- 補助率 : 2 / 3
- 補助上限額 : 25万円
- 対象経費 : 設備費、什器備品費、その他営業を再開する上で知事が必要と認める経費
 ※建物の修理・加工に係るもの、商品の廃棄に係る経費を除く。
- 受付窓口 : 県内商工会議所又は商工会
- その他 : 交付決定前に行った事業についても、補助対象とすることができます。

お問い合わせ先

- ・最寄りの商工会議所、商工会
- ・佐賀県経営支援課（電話）0952-25-7182

※8月豪雨災害については、県下全域の事業者が対象になります。

※7月21日に鳥栖市周辺で発生した豪雨災害で被害に遭われた事業者も対象となります。

◎施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

被災小規模事業者向け小規模事業者持続化補助金

令和元年8月の前線に伴う豪雨により、局激指定見込み地域（武雄市・大町町）において、被害を受けた小規模事業者に対し、事業の再建等に必要な費用の一部を支援します。

対象者

局激指定見込み地域（武雄市・大町町）において被害を受けた小規模事業者

支援内容

- 公募期間 : 公募開始時期 令和元年10月上旬
- 補助率 : 2 / 3
- 補助上限額 : 1 0 0 万円
- 対象経費 : ①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪車両購入費、⑫設備処分費、⑬委託費、⑭外注費（予定）
- 受付窓口 : 未定

お問い合わせ先

- 未定

◎被害を受けた商店街の支援について知りたい

商店街のにぎわい回復支援の実施

災害救助法適用地域において、被害を受けた商店街の活性化や観光消費の需要の取り込み等に向けたイベント等の取組を支援します。（上限100万円、2/3補助）

支援内容

- 補助率 : 2/3補助
- 補助上限額 : 1 0 0 万円
- ※その他は現在調整中

お問い合わせ先

九州経済産業局 産業部 流通サービス産業課（電話）092-482-5453